

## 自動車税・軽自動車税の制度が変更

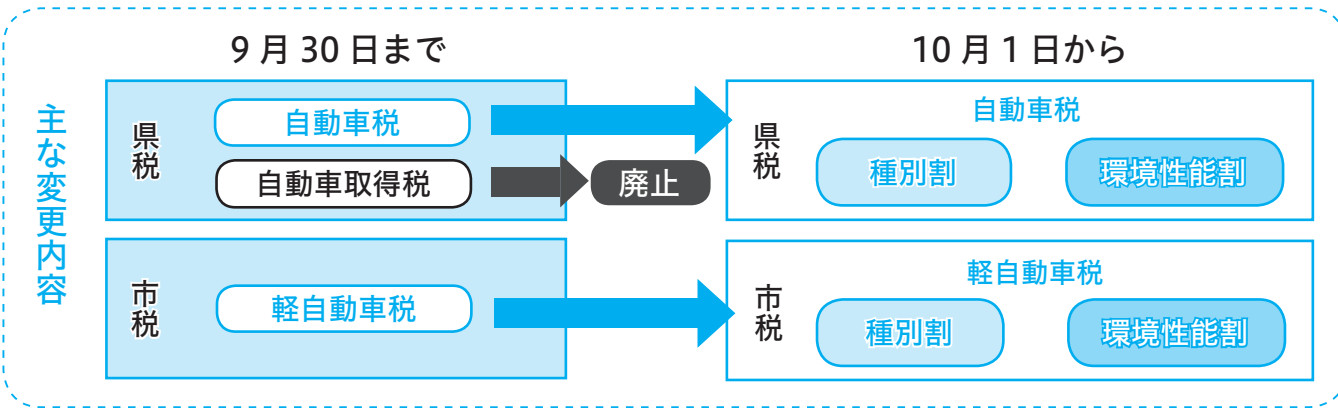
■問い合わせ (自動車税) 県嶺南振興局課税課 ☎ 56・2223  
(軽自動車税) 税務課 ☎ 64・6004

消費税の引き上げに合わせて、自動車税および軽自動車税の制度が変わります。

自動車取得税が廃止され、自動車税・軽自動車税に、所有に対する「種別割」と、取得に対する「環境性能割」が新しく導入されます。

また、10月1日以降に新たに購入した自家用車の自動車税(種別割)の引き下げ、エコカー減税・グリーン化特例の特例措置の見直しなども行われます。

今回は、特に大きな変更である、「種別割」および「環境性能割」についてお知らせします。



### 「種別割」について

これまでの自動車税または軽自動車税と同様に、車両の種別、用途、総排気量、最大積載量、乗車定員などの区分に応じて、所有者に課される税金で、各年度の4月1日における所有者に対して課税されます。

また、10月1日以降に新車で購入した自家用自動車(普通自動車)については、種別割の税率が、右表の通り引き下げられます。

※9月30日以前に購入した自家用自動車、および軽自動車の税率は据え置き

排気量	10月1日以降に新規購入	引き下げ額	9月30日までに新規購入
1,000cc以下	2万5,000円	▲4,500円	2万9,500円
1,000cc超 1,500cc以下	3万500円	▲4,000円	3万4,500円
1,500cc超 2,000cc以下	3万6,000円	▲3,500円	3万9,500円
2,000cc超 2,500cc以下	4万3,500円	▲1,500円	4万5,000円
2,500cc超 3,000cc以下	5万円	▲1,000円	5万1,000円

### 「環境性能割」について

車両の購入時にかかる税金で、エネルギー消費効率(省エネ性能)など、環境に対する負荷や影響の度合いに応じて課税されます。課税額は、車の取得価格に下表の税率をかけた額で、環境に優しい車ほど税率が軽減されます。

車両区分	自家用乗用車		軽自動車		備考
	令和元年 10月1日から	令和2年 10月1日から	令和元年 10月1日から	令和2年 10月1日から	
電気自動車など	0%	0%	0%	0%	-
令和2年度燃費基準+20%達成	0%	0%	-	-	平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)に限る
令和2年度燃費基準+10%達成	0%	1%	0%	0%	
令和2年度燃費基準達成	1%	2%	0%	1%	
上記以外の車	2%	3%	1%	2%	-

## 市の施設の使用料を改定

■問い合わせ 財政課 ☎ 64・6010

市では、10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、下表の施設について、電気料や燃料費など、施設の利用・維持管理に必要な経費が増加するため、受益者負担の適正化を図ることを目的に、使用料を改定します。

それぞれの使用料については、使用する設備や時間、時期などによって異なるため、各施設に事前に問い合わせてください。

### 改定後の使用料の基本的なイメージ

【現在の使用料】に【108分の110】を掛けた額

<具体例>

文化会館(大手町)大会議室を、冷暖房期間外に、全日(13時間)使用した場合

《改定前》5,300円→《改定後》5,390円\*

※ $5,300円 \times \frac{110}{108} = 5,398.148...$ 円となり、10円未満を切り捨て

使用料を改定する施設	問い合わせ・連絡先	使用料を改定する施設	受付・問い合わせ先
文化会館	同 ☎ 53・9700	総合福祉センター	社会福祉協議会 ☎ 56・4033
働く婦人の家	同 ☎ 52・7002	若狭霊場	環境衛生課 ☎ 64・6016
まちの駅旭座	同 ☎ 52・2000	クリーンセンター	同 ☎ 53・5550
わかさ国府の郷 四季菜館	同 ☎ 56・0070	リサイクルプラザ	同 ☎ 59・9000
勤労福祉会館	商工観光課 ☎ 53・9705	市民体育館	同 ☎ 53・0085
中央公民館	市役所 ☎ 53・1111 (内線439)	総合運動場	総合運動場 ☎ 58・0837
若狭ふれあいセンター	同 ☎ 53・2010	市営グラウンド(中央・野代)	
交流ターミナルセンター	同 ☎ 52・9080	野球場	
久須夜交流センター	同 ☎ 53・2724	武道館	各小中学校
福祉センター	市民福祉課 ☎ 64・6011	小中学校の体育館・グラウンド	都市整備課 ☎ 64・6025
梅千代会館	環境衛生課 ☎ 64・6016	市営公園	文化課 ☎ 64・6034
遠敷交流センター	生涯学習スポーツ課 ☎ 64・6033	山川登美子記念館	同 ☎ 52・5246
小浜コミュニティ会館	ケーブルテレビ若狭小浜 ☎ 52・7200	町並みと食の館(酔月)	文化課 ☎ 64・6034
サイクリングセンター	商工観光課 ☎ 64・6020	ふるさと文化財の森センター	商工観光課 ☎ 64・6020
農産物加工施設	JA若狭 ☎ 56・5017	鵜の瀬公園資料館	-
水産業活性化拠点施設	農林水産課 ☎ 64・6024	-	-

## 上下水道料金の変更

■問い合わせ 上下水道課 ☎ 64・6029

消費税率の改正に伴い、上下水道の使用料金などが変更になります。

上水道、公共下水道、簡易水道、農業集落排水、漁業集落排水の使用料金について、10月使用分から新税率を適用します。

変更後の料金の例	使用水量別の料金(10月から)					
	8㎡以下	10㎡	15㎡	20㎡	25㎡	30㎡
上水道(口径13mm)	880円	1,122円	1,782円	2,442円	3,102円	3,762円
公共下水道(一般汚水)	1,485円	1,837円	2,854円	3,872円	4,889円	5,907円